

ア. 設置の趣旨及び必要性

a. 教育研究上の理念、目的

1. 理念、目的

① 急速なグローバル化が進行する世界情勢の中で、今後、我が国が「文化立国」として一層重要な地歩を占めるためには、世界に通用する日本文化の独創性を発信していくかなければならない。この活動を力強く推進するには、国民全体の文化的豊かさと精神的安寧の確保が必要不可欠である。これを実現するためには、地域の要請を全国的な視野の中で検討し、先端の学術的成果を踏まえた上で対応できる高度な専門家や実践的指導者が必要となるが、現在、このような人材は全国的に不足している状況にある。これらの人材を養成することが、地域を再生し、活力ある地域の形成に導くものと考える。

② 我が国のいじめや不登校の件数は依然高い傾向にあり、その一方では発達障害児への対応も求められている。また、児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、各都道府県・指定都市においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究が行われている。(資料 1)

また、自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日策定）では、我が国の自殺死亡率が欧米先進諸国と比べて高く、こころの専門家によるメンタルヘルスに関する技術の提供等の必要性が指摘され、他方、犯罪被害者等施策推進会議においては、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等が検討されている。

③ 一方、地方分権が進み、各地域における文化の活性化の促進（平成 13 年文化芸術振興基本法）が求められているが、地方における担い手は極めて不足しており、その育成が急務とされている。さらに、スポーツ振興法（昭和 36 年制定）に基づく平成 12 年の「スポーツ振興基本計画」（平成 18 年 9 月に改正）や「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）平成 19 年 2 月閣議決定」では、スポーツ、音楽・芸術の継承・発展・創造を担う人材の不足が指摘されている。このことは、地方行政担当者や研究者が行った種々の調査・分析（小林真理・編著、『指定管理者制度－文化的公共性を支えるのは誰か－』2006 年、時事通信社）においても、文化振興施策の課題として「専門性や経験のある人材の不足」が挙げられている。

また、平成 15 年に公共の文化・スポーツ施設の管理・運営に民間業者の参入を可能とした指定管理者制度が発足し、新たにこれらの分野においても企画・管理運営等マネジメント能力を有する人材の養成は急務とされている。(資料 2)

④ 高齢化社会が到来し、健康を維持し、豊かな人生を広げるために、音楽・造形・スポー

ツなどの生涯学習の有用性が強調され、人々の生涯学習に対する希望があり、その指導者の養成が社会的に求められている。

⑤ これらの状況に鑑み、臨床心理や芸術及びスポーツの各分野において、個々のスキルアップのみならず、社会総体の健全な発展向上に資するリーダーたる人材の養成は、臨床心理学分野や音楽・芸術分野並びにスポーツ科学分野など各分野を包括する教育系総合学部の社会的責務であると考えている。重ねて、この東北地域には、こころの問題や芸術・スポーツなどの文化に関わる課題を包括的に含んで教育研究する大学院修士課程がないことから、山形県始め各方面から、山形大学に地域教育文化研究科を設置することが懇請されているところである。

こうした状況を受けて本研究科の理念・目的は、文化的・精神的に豊かな地域の再生・発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を養成することである。

2. 中心的な学問領域

地域教育文化研究科の設置は、こころのケアや文化の創造に関わる高度な専門家を養成することを教育研究上の理念・目的としているが、その具体的な学問領域は、以下の4領域である。

(1) 臨床心理学領域

こころのケアに関する学理及び実践方法を研究する領域

(2) 音楽芸術領域

音楽芸術に関する学理と表現技法を研究する領域

(3) 造形芸術領域

版画・絵画、彫刻、デザインなど造形芸術に関する学理と表現技法を研究する領域

(4) スポーツ科学領域

スポーツに関する学理と各種スポーツに関する技法を研究する領域

3. 社会の具体的なニーズ

(1) 地域の基本計画と要望

山形県では、平成17年度から第五次教育振興計画がスタートし、命の教育、社会的ひきこもり状態にある青年に対する支援事業等が開始され、それらの事業を推進、実行する若い働き手が切実性をもって緊急に求められている。また、山形県の高等教育機能整備基本戦略（平成16年3月）では、「山形大学には、地域との接点を強化充実することを希望する。」「今以上に、地域に存在する諸課題に対し、『普遍的真理と知恵』が提供されることを希望する。」と明記し、地域の観点からの教育研究の高度化について、山形大学が早急に取り組むことを求めている。

(2) アンケート調査等から見た社会のニーズ

地域教育文化研究科の構想に際して山形県の自治体、企業、地域住民を対象に行ったアンケート及びヒアリングを行ったが、その結果は次のとおりである。

① アンケートによる調査

山形県内の地域住民を対象に、本研究科の必要性、大学院に期待すること等について調査を実施した結果、「地域教育文化研究科が必要と思う及びややそう思う」との回答が 81% もあり、本研究科への期待が極めて高いことが伺えた。(259 人に依頼、162 人から回収) (資料 3)

また、調査時の要望として、大学院を設置して、こころの問題や地域の多様な文化的ニーズに対応できる人材を育成し地域文化の活性化への貢献を期待するところが顕著で、多くの人々が、本研究科が設置された場合の効果として、「地域の活性化」(61%)、「生涯学習の推進」(59%)、「若年層の流出防止」(27%) の 3 点に凝縮されている。これらは、本研究科が地域の活性化や生涯学習の拠点となることが望まれているもので、臨床心理学や芸術・スポーツなどを網羅する本研究科の設置は必要不可欠であることを示している。

研究科が設置されれば大学院で学びたいという回答が 50% あり、その目的として「自己啓発」が 72%, 「勤務先でのキャリア形成」が 25%、「修士学位の取得」が 19% であった。「その他」という回答では、研修の場、あるいは研究というものもあり、これは、本研究科での専門分野の研鑽に期待がかけられているものと考える。

さらに自由記述回答には、「ぜひ地域に根ざした研究、地域づくりに寄与できる研究を望む」という意見や「山形大学においては、芸術やスポーツの分野でさらに科学の光をあてて欲しいし、総合大学の利点を活かして欲しい」、「文化面からの地域の活性化を図るために必要である」といった、本研究科を必要とする声が寄せられた。

② ヒアリングによる調査

山形県教育委員会を始めとして、山形市、天童市、上山市、米沢市、新庄市、鶴岡市、酒田市の各教育委員会、また企業・団体として山形県経営者協会、山形県臨床心理士会、山形県芸術文化協会に、さらには民間企業として山形銀行、荘内銀行、山形 NEC、山形ナショナル、セキスイハイム山形支店などのほか、本構想の専攻・分野に深く関わる団体・企業として、山形県福祉相談センター、(社)被害者支援センター、山形交響楽団、富岡楽器店、山形美術館、山形県造形教育連盟、山形県体育協会、スポーツクラブトップロードなどから、本研究科設置に対するヒアリングを行なった。(資料 4)

この結果、本研究科の設置について多くの要望があるとともに、約8割の企業・団体が修了生を採用する意向を示した。（資料5）

またヒアリング調査では、本研究科の設置が「文化の活性化に大いにつながる」、「生涯学習の推進のために必要である」、「現場で企画・運営できるような人材が欲しい」及び「現場での実践・実習を通して、企画運営業務の基礎を培ってはどうか」など、多様な意見が寄せられた。

また、「企業内でも一般社会と同様にメンタルヘルスの維持、ケアは非常に重要な課題となっており、臨床心理学専攻の立ち上げは重要だと思う」という意見が寄せられている。以上のようにヒアリング調査からは本研究科の設置が望まれるという趣旨の意見が多くみられた。

（3）学生のニーズ

教育学部から地域教育文化学部への改組が平成17年4月に行われ、平成21年3月には、地域教育文化学部の第一期の卒業生が出る予定である。平成19年9月に実施した大学院進学に関する地域教育文化学部在学生のアンケート結果で3年生では20人、2年生では29人、1年生では36人が本研究科に「進学したい」または「進学を検討中」と回答している。

（資料6）

こうした学生からの大学院進学の要望に応えるためにも平成21年度の設置が必要になっている。

（4）平成21年度に設置を必要とする理由

平成17年4月には、教育学部から、地域教育学科、文化創造学科及び生活総合学科からなる地域教育文化学部への改組を行い、平成21年3月には、その完成年度を迎える予定であり、学部で培った専門的知識・技量のさらなる高度化を図るために、高度専門職業人としての教員養成に特化していた教育学研究科の教育研究体制を更に発展させ改組を行う必要性が生じてきている。

4. 山形大学に地域教育文化研究科を設置する理由

平成20年1月に制定された山形大学のアクションプラン（結城プラン2008）では、大学院教育の充実という項目が掲げられ、大学院の改組・発展の方針が打ち出されている。山形大学は、これまで社会文化システム研究科、教育学研究科、理工学研究科、医学研究科、農学研究科を擁する総合大学であったが、平成17年4月の地域教育文化学部への改組に伴い、教育学研究科が平成21年度をもって、廃止されることとなり、新学部を基盤としてより高度な専門職業人を養成する地域教育文化研究科の設置が必要となっている。

前述の社会的ニーズ調査の結果や上記の理由から、臨床心理学専攻と文化創造専攻の2専攻からなる本研究科を設置する。

以下、専攻ごとの必要性については次のとおりである。

(1) 臨床心理学専攻

①こころのケアを促進する臨床心理に関する研究と活動

現行の本学教育学研究科－学校教育専攻・臨床心理学分野－は、昭和 58 年 4 月に設置した旧教育学部附属教育実践センターの心理臨床研究部門で蓄積した研究実績と学部段階における心理学の実績等を基に、平成 15 年 4 月に臨床心理学分野として発足し、今日までこころのケアに関する教育、研究を継続して推進している。さらには、臨床心理士受験資格の指定校ともなり、東北全圏をカバーしている。しかし、受け入れ人数はおよそ 2 名とされ、かつ学校教育を基礎におくため、広く臨床心理学に関する専門知識と技術を修得できる体制となっておらず、学校におけるこころのケアや犯罪被害者の心理的ケア等の地域のニーズに応じるには、定員を増やし、かつ実践的な能力を高める臨床心理学専攻として充実させが必要とされる。

②臨床心理士配置の全国的視点からみた専攻の必要性

各都道府県・指定都市では、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行っており、地方においては臨床心理士の養成が求められているところである。

本学では、児童生徒はもとより、社会のこころのケアを担う臨床心理士の養成の必要性に鑑み、その教員構成やカリキュラム等を年々改善して充実を図り、有為な人材を輩出している。財団法人日本臨床心理士資格認定協会の指定校一覧（平成 19 年 5 月 1 日現在）によれば、これらを養成する大学等は、全国に 156 校あるが、東北地区では 8 校が開設されているだけで、全国的にもみても少ない状況である。北海道地区を含めた開設数は 14 校で、典型的な西高東低の状況となっている。

山形県における臨床心理士の数は 69 人（平成 19 年度）と少なく、秋田や岩手と並んで全国的にも低い水準となっている。山形や東北地区において、こころのケアを担う者としての自覚と責任を認識し、臨床心理学など心理学の知識や諸技法を活かすことができる修士（臨床心理学）の学位を有する高度な専門家の養成が急務となっている。

(2) 文化創造専攻

①プロフェッショナル養成のための研究活動

我が国では、従前から、音楽や芸術分野及びスポーツ分野において、高い倫理観を保持し、卓越した高い演奏能力、工芸・デザイン力（造形表現力）あるいは競技能力を有する人材の育成が求められてきた。

本学では、平成 5 年度から大学院教育学研究科を設置し、順次、音楽教育、美術教

育、保健体育等の専修を整備し、高度な技術や卓越した能力・知見の涵養を図り、高度な専門職業人としての教員の養成に寄与してきた。しかしながら、特に音楽・造形芸術分野及びスポーツ分野においては、高度な専門性を有し、実践的な指導者として総合的な広い視野より課題解決していく人材が求められており、このような今日の社会的要請に応えて、広く文化全般の振興に寄与できるプロフェッショナルな人材の養成を行なうことが必要とされている。

②実技、技術理論の育成指導者養成のための研究活動

学校現場はもとより、地域までを取り込んだ芸術文化・スポーツ活動の育成指導者を養成するためには、高水準の実技、技術理論を有し、芸術文化活動やスポーツ活動の活性化に資する育成指導者の養成システムを構築することが急務である。

③生涯学習の拠点形成をリードする育成指導者の養成

少子高齢化社会の到来により、高等教育修学年齢層が漸減する一方で、65歳以上の高齢者は毎年増加の一途を辿っている。

こうした社会構造や生活環境の変化に伴って、音楽芸術やスポーツ・活動に対する人々のニーズは多様化し、生活の質の変革・向上や身体的、精神的不安の解消並びに健康の維持等とともに、自己実現に向けたスポーツを含む生涯学習の有用性が指摘されており、生涯学習を支える人材養成の機関の必要性が高まっている。

④我が国の文化芸術を継承し創造する人材の養成

2007年2月に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第二次基本方針）」が閣議決定され、①我が国の文化芸術を継承し創造を担う人材の養成、②文化芸術活動の戦略的支援、③地域文化の振興等6項目の重点取り組み目標が掲げられ、今後5年間で施策を推進するとされた。

山形県では、2002年3月には、地域中心のスポーツ振興を図り、スポーツのある生活の実現を目指して「山形県スポーツ振興計画」、2006年3月に、「やまがた文化振興プラン」が策定され、文化の振興・活性化を目指し、感受性創造性豊かな人作り等を基本目標に、その端緒についたところである。

これら国や県の定めた目的達成のためにも、地域教育文化研究科にこれまで蓄積してきた知識と経験等を基盤とした文化創造専攻を設置し、音楽、造形及びスポーツの各分野における学識と技術・技能を兼ね備えた人材を養成することが不可欠である。

b. どのような人材を養成するのか。

1. 人材養成の具体像

上記の理念・目的を達成するため、地域教育文化研究科では、各専攻において次に掲げ

る人材を養成する。(資料7)

○臨床心理学など心理学の知識や諸技法を活かした、心の問題にかかわる専門家の養成

○芸術文化及びスポーツ振興の中心的担い手となるべき高度な専門性を有する人材の養成

2. 各専攻・分野における人材養成の特徴

(1) 臨床心理学専攻

教育・福祉・医療・保健・産業等の領域において、臨床心理学など心理学の知識や諸技法を活かしてこころのケアに貢献できる高度な専門家を養成する。具体的には、精神科病院等の臨床心理業務や中学校のスクールカウンセリング、児童相談所の心理判定、児童養護施設における被虐待児の心理療法など、こころのケアに関する高度な業務を担うことが出来る専門家を養成する。

(2) 文化創造専攻

文化創造専攻には、音楽芸術、造形芸術、スポーツ科学の3分野を置き、それぞれの領域において、文化の活性化に寄与する高度な専門的職業人を養成する。以下に、分野ごとに養成する人材像を示す。

①音楽芸術分野

学部で修得した音楽芸術に関する基礎知識や技能等を基に、個々に応じた授業を通し、更に高度で専門的な技能・指導力の涵養を図り、専門分野で地域における指導的な役割を担う人材を育成する。加えて本分野の特色である、オペラ、室内楽、オーケストラを教育の中心に据え、企画・運営・実践を通してコーディネート能力とマネジメント能力を涵養し、地域の音楽芸術文化事業の振興に貢献できる人材を養成する。

- ・音楽の専門分野における深い学識と高い表現能力を身につけた人材
- ・地域における音楽活動の指導的な役割を担う人材
- ・音楽の専門分野において地域貢献への企画・実践能力をもつ人材
- ・地域と協同して音楽芸術文化事業の振興に貢献できる人材

②造形芸術分野

学部段階で修得した造形芸術に関する基礎知識や技能等を基に、絵画・彫刻、工芸・デザイン等の各専門領域においてさらに高度な専門的な技能と指導力を兼ね備えた人材を養成する。また、その高度な専門性の上に、文化政策やアートマネジメントに関する実践的な能力を涵養し、公的な文化施設・団体をはじめ一般企業などの文化事業において、企画・運営・実践・指導を通して地域や社会の芸術文化の発展・振興に貢献し得る人材を養成する。

- ・造形芸術の各専門領域の深い学識及び高度な専門的技能と指導力を兼ね備えた人材
- ・文化事業において、企画・運営・実践・指導を通して地域や社会の芸術文化の発展・振興に貢献できる人材

③スポーツ科学分野

各種スポーツの技術や先端理論等を修得し、競技力向上の指導者を目指す人材を養成する。スポーツ活動を企画する能力を涵養するのと同時に、地域社会や行政、並びに各種スポーツ団体等と有機的に連携し協働できるスポーツ・コーディネート能力とマネジメント能力を涵養し、生涯スポーツ社会構築を積極的に推進することのできる人材を養成する。

- ・高い技能を有し、競技スポーツを含めたスポーツ指導のできる人材
- ・スポーツ団体・総合型地域スポーツクラブの運営指導のできる人材
- ・学校スポーツ・職場スポーツと地域スポーツのコーディネートができる人材
- ・スポーツ施設の管理運営団体における幹部としての管理運営・指導の総合的なコーディネートができる人材
- ・スポーツ団体・広域スポーツセンターの幹部としての運営指導ができる人材

c. 学生確保・修了後の進路の見通し

(1) 臨床心理学専攻

各都道府県・指定都市においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究が行われており、臨床心理学的な素養をもった専門家の供給が必要になっている。山形県においても、現在臨床心理士の資格をもった専門家は 69 人（平成 19 年度）で、全国的な配置の観点からして、ようやくその緒に就いたばかりである。さらに、第 5 次山形県教育振興計画においては、「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる方針に基づき、心の教育・生徒指導の充実を図る施策が掲げられており、それら有為な人材の養成が急務である。

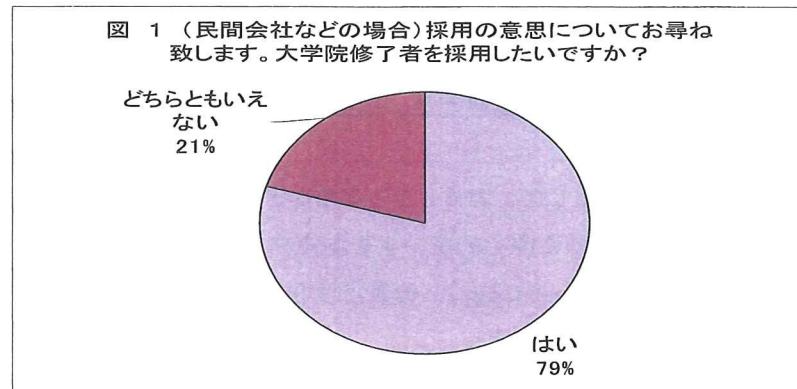
(2) 文化創造専攻

教育学研究科の音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修の平成 14 年度から 18 年度までの 5 年間の進路の実績から、この間の修了生は、全員が企業、学芸員、学校教員などそれぞれの専門に関係の深い分野に進んでいる。（資料 8）

図 1 に示すように山形県内 34 の民間企業、各種団体などからの聞き取り調査の結果では、79%の企業団体などが、計画中の本研究科の修了生について、採用の意思があることを示している（資料 5）。

山形県高等教育需要調査（平成 15 年）によれば過去 3 年間の山形県内企業に就職した

大学院修了者は 116 人に達しており、その後も大学院修了程度の需要は一定数が見込まれ、文化創造専攻の音楽芸術分野、造形芸術分野、スポーツ科学分野で合計 8 名の進路は充分に確保できる見通しである。



イ. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

地域には、こころのケアについて専門的な技量をもつ高度な専門職業人、また文化の活性化を担うことのできる高度な専門的な職業人の養成が強く求められており、そのような人材を養成することを目的とするため、地域教育文化研究科は修士課程とする。

なお、博士課程の設置については、社会のニーズ等を踏まえて今後検討する。

ウ. 研究科、専攻の名称及び学位

a. 研究科と専攻名称とその理由

地域教育文化研究科は、地域教育文化学部を基礎学部とする大学院修士課程として設置するもので、先に述べているとおり、少子高齢化や多様化・複雑化する社会情勢を踏まえ、社会総体の健全な発展向上に資するため、文化的・精神的に豊かな地域の再生・発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を養成することを理念・目的に掲げている。

本研究科が教育と研究のフィールドとして定める「地域」とは、人々の生活空間と社会関係の総体を指している。この「地域」には、時代の変化に即応して常に進化・発展を遂げるものであり、人々が意識的・計画的にその「地域」を変革し、つくり変えていくものということことで、いわゆる「創造」が求められている。

本研究科では、人々が、これらの地域において心豊かに、創造性を發揮しつつ、個性豊かな地域文化を享受できるように、その源泉となる「地域」の文化を創造し、普遍的な科学性に基づくとともに、地域文化の発展・振興を支える中核的な人材を養成する。

また、本研究科による教育研究の内容は、地域教育文化学部地域教育学科、文化創造学科における教育の基本的な考え方を踏襲し、学部教育において専門領域であった、臨床心理学、音楽芸術、造形芸術及びスポーツ科学を更に進展させ、分野を超えた融合・連携を図ることにより、総合的に学修し社会に貢献することを目指すものである。

本研究科は、臨床心理専攻、文化創造専攻のいずれかにおいても、その実践活動のフィールドである「地域」の特性を十分に理解し対応できる力量を持ち、そこでの人々の精神的安寧を確保しつつ、「文化」の継承・普及・発展や生涯教育の維持・促進を図ることなど広く「教育」に関わって、地域の豊かな文化的・精神的生活を発展させることができる人材の養成を目的とするものである。

よって、本研究科の名称は、「地域教育文化研究科」(Graduate School of Regional Education and Culture) とする。

本研究科に置く2つの専攻は、前述したとおり、こころのケアに関する高度な業務を担う専門家を養成する専攻と、文化的諸課題の中心的扱い手を養成する専攻であり、前者は、臨床心理学専攻 (Course of Clinical Psychology)、後者は文化創造専攻 (Course of Art and Culture) とする。

b. 学位名称とその理由

学位名称

- ①臨床心理学専攻 修士（臨床心理学）【Master of Clinical Psychology】
②文化創造専攻 修士（学術） 【Master of Art and Culture】

前述のとおり、地域教育文化研究科の教育研究上の理念・目的は地域教育文化学部地域教育学科と文化創造学科の延長にあり、その教育課程も学部学科における教育の基本的な考え方を踏襲したものとなっている。

よって、本研究科の本専攻を修了した学生に対して授与する学位の名称は、臨床心理学専攻については、地域教育文化学部地域教育学科社会臨床コース認定心理士プログラムから連なるものとして、修士（臨床心理学）と、また文化創造専攻については、同学部文化創造学科の学位名称である学士（学術）との一貫性を考慮し修士（学術）とする。

II. 教育課程編成の考え方及び特色

a. 教育課程編成の基本的な考え方

地域教育文化研究科は、臨床心理学専攻と文化創造専攻の2専攻で構成する。これらの専攻は、地域教育学科、文化創造学科及び生活総合学科の学部組織を基盤に、心理学、音楽芸術、造形芸術及びスポーツ文化の各領域を時代のニーズや高等教育における質の保証等の観点から、専攻や分野を部分的に連携融合する編成を行い、今日の多様な諸課題に柔軟に対応し、こころの問題をケアする人材や文化的な扱い手となることのできる人材養成を行うことを基本とする。各専攻の教育課程の編成の考え方及び特色は以下のとおりである。

(1) 臨床心理学専攻

教育・福祉・医療・保健・産業等の幅広い領域で心のケアの業務を担うことが出来る高度な専門家を養成するために、臨床心理士の基本業務に関わる「臨床心理面接法特論A・B」、「臨床心理査定演習A・B」を必修とする。

また、地域の中で様々な職種と共に柔軟に問題解決をはかることができる実務遂行能力と倫理性が求められるために、「臨床心理学特論A・B」と共に、大学の心理教育相談室や外部機関において組織的計画的な実習を経験させる「臨床心理実習（初級・上級）」を必修とする。

そのための実習施設として、本学に教職研究総合センター心理教育相談室がある。

心理教育相談室は、市内松波地区に位置し、1階に大プレイルーム（80 m²）、中プレイルーム（60 m²）、相談員控室（20 m²）、応接室（20 m²）、受付及び資料室等があり、2階には、相談室3室（各20 m²）と集団面接室（40 m²）及び心理検査室・小プレイルーム（20 m²）が整備されている。（資料17）

心理教育相談室のスタッフは以下のとおりである。

- ① 臨床心理学専攻の専任の教授1人と准教授1人が、心理教育相談室の専任相談員となり、同相談室の管理運営等を担当し、大学院生の臨床心理実習を指導している。
なお、相談室長は同教授が兼任する。
- ② 臨床心理学専攻の専任教授、准教授及び講師各1人（計3人）は、心理教育相談室のいわゆる兼担教員として、割り振られたローテートに基づき、同相談室の業務（ケースカンファレンスを含む。）に、本務に支障がない範囲で、概ね1日当たり4時間程度従事して、大学院生の臨床心理実習を指導している。
- ③ その他、心理教育相談室の相談員として、臨床心理学専攻の兼任教員1人（客員准教授）と、非常勤相談員1人を配置し、相談業務と大学院生の臨床心理実習の指導に当たっている。

以上の7人が心理教育相談室の指導相談員として、大学院生の「臨床心理実習（初級）」と「臨床心理実習（上級）」の指導に当たるとともに、実習指導並びに相談業務に柔軟に対応できる、必要十分な組織体制を構築している。なお、受付等の事務員1人を配置している。

また、心理教育相談室は、原則として月曜日から木曜日の平日と隔週土曜日に開設し、その相談内容は、幼児の子育て支援から、学齢期の発達障害や不登校の問題、思春期の対人関係の問題、成人の家族関係や職場への適応の問題等と幅広く、年間延べ1,000件にも上っている。そのうち、おおよそ500時間が大学院生の実習となっている。

こうした中で大学院生は、指導相談員の指導の下で地域の心理教育相談活動を行うとともに、心理臨床の研究及び研修活動を行い、毎年、研究成果を心理教育相談室紀要として発行している。

大学院生は、心理教育相談室の開設日に月単位で当番制により分担し、相談受付等の実習に当たっている。

また、2年次の臨床心理実習（上級）においては、4～7事例を担当して、来談者と指導相談員と学生の日程とを調整しながら相談実習に当たるとともに、相談の後には指導相談員からのスーパービジョンの時間を設けて指導を受けている。

なお、新規の受理事例については、指導相談員、大学院学生全員が出席するインテークカン

フレンスの時間を設けて、事例の受理の適否を検討し、インタークに関する実習を行うとともに、大学院生が行っている継続中の事例を検討するケースカンフレンスの時間を設け、年間に合計 27 時間の指導を受ける機会を設けている。

これらのことから、臨床心理学専攻の 1・2 年次生について実習指導等を行うには、十分な指導体制と多岐にわたる研究課題を確保できるものと考えている。

(資料 9 : 教職研究総合センター心理教育相談室の体制)

一方、外部協力機関としては、精神科医療機関、福祉相談機関、民間の発達障害相談療育機関、スクールカウンセリングを行う教育機関に幅広く協力を依頼しており、大学院修了後に専門領域に進む前の実務教育としての意義を持たせている。

(「臨床心理実習（初級・上級）」の詳細 : 資料 10（実習施設使用承諾書添付）)

選択科目には、心理学の基礎科目として、「心理学特別演習（統計）」、「心理学研究法特論」、「発達心理学特論」、「大脳生理学特論」、「心理学特別演習（実験）」、「教育心理学特論」、「行動心理学特論」を設けて、心理学の基礎知識と研究方法を選択して修得できるようとする。

また、学校でのスクールカウンセラー向けの「学校心理学特論」、「学校臨床心理学特論」、「学校カウンセリング演習」や、地域における医療や福祉の臨床心理学的活動に関する「コミュニティ・アプローチ演習」、児童相談所などの心理判定員向けの「犯罪矯正心理学特論」、精神科領域で精神障害者等の心理的ケア担当者向けの「投映法特論」など、必要とされる科目を設け選択して修得できるように配置する。

(2) 文化創造専攻

文化創造専攻各分野の専門的な知識・技能を系統的に学ぶとともに、人間文化全般を貫く高い倫理観と、文化に関する総合的な広い視野、及び文化活動に関する実践力を涵養できるように配慮した授業科目を配置する。（文化創造専攻の教育課程編成の考え方 : 資料 11）

人間文化全体を貫く高い倫理観を涵養し、生涯を通しての豊かな人生の創造を目指した生涯教育の推進の在り方を修得させるために、「生涯教育特論」を必修とする。生涯教育の現代的な意義・理念、諸外国における生涯教育の実態、我が国における各分野の生涯教育を巡る現状と課題について論ずる。（「生涯教育特論」の詳細 : 資料 12）

現代文化が、文化のジャンルを超えて融合し多様性を深めていることに鑑み、人間文化に関する総合的な広い視野を涵養するため、他専攻・他分野で開講する「総合連携科目」を 1 科目 2 単位以上を必ず選択し履修することを義務付ける。「総合連携科目」は、他分野の学生が履修することを前提に、分野ごとに設定する。（「総合連携科目」の詳細 : 資料 13）

地域の伝統的芸術文化の理解を深め、未来の地域文化を創造し地域に貢献する人材を養成するため、音楽芸術分野では、「日本伝統音楽文化演習A」と「日本伝統音楽文化演習B」、造形芸術分野では、「地域産業開発演習」、「地域伝統造形演習・鋳金」を広く地域づくりや産業に貢献するための特色ある科目として開設する。

また、伝統文化の理解を深め、その技量を修得し継承するとともに、地域においてそれらの伝統文化を普及する能力を涵養するため、音楽芸術分野では、「伝統音楽論」、

造形芸術分野では「伝統文化論」、スポーツ科学分野では、「伝統スポーツ論」を開設する。

また、文化活動に関する多様な実践力の涵養を図るために、インターンシップとして、「文化コーディネート実習」を必修とする。この実習では、所属する分野に関連した文化・スポーツ施設・教育機関で、地域の人々の文化的な要求を具体的に把握するための調査やワークショップ、施設が行なう諸活動の企画・立案・実行・評価の全般について補助的な業務を実際に体験する。この実習の前後に、実習の意義、評価に関する指導を行なう。（「文化コーディネート実習」の詳細：資料14（実習施設使用承諾書添付））

b. 教育課程編成の内容

臨床心理学専攻における履修科目の骨子は、臨床心理に関する必修科目（16 単位）及び課題研究（4 単位）と、選択科目（A, B, C, D, E 群から各 2 単位、計 10 単位）で構成する。

選択科目には、心理学の基礎を修得する科目と大学院修了後の進路に必要とされる臨床的な科目とをバランスよく配置し、学生のニーズに応じた科目を選択できるようにする。

文化創造専攻における履修科目の骨子は、専攻必修科目（4 単位）と分野必修科目（8 単位）と特別研究 I・II（8 単位）、及び選択科目（10 単位）で構成される。選択科目は分野で開講される選択科目から 8 単位、他専攻・他分野で開講される総合連携科目から 1 科目 2 単位を選択し履修する。

履修科目の二つの柱は、専門領域における技術・技能のスキルアップや専門性向上を実現する科目群の段階的配置と、地域における多彩な文化活動・地域支援を企画・運営・コーディネートする能力を身につける「文化コーディネート実習」を中心とする応用・実践的科目の配置にある。

学部から進学してくるストレートマスターには、専門的技術・技能のスキルアップや専門性向上を目的とする科目群を中心に履修させ、地域の文化を支えるプロフェッショナルを養成する。選択科目は、分野における選択科目とあわせて、文化全般についての視野を広めるために他分野で開講される科目も必ず履修するように配慮する。

すでに地域の文化・スポーツ施設などで実践を積んでから入学する社会人学生は、応用的科目群を中心に履修することによって、芸術文化・スポーツ振興の総合的な方策の企画・運営をリードする能力を身につけることを可能とする。分野ごとの特色は以下のとおりである。

c. 教育方法の特色

教育方法として、以下の点を特徴とする。

(1) 臨床心理学専攻

教育・福祉・医療・保健・産業等の幅広い領域で心のケアの業務を担うことが出来る高度な専門家を養成するために、臨床心理士の基本業務に関わる授業科目を必修とする。

（教育学研究科と地域教育文化研究科臨床心理学専攻の授業科目の対照表：資料 15）

また、地域の中で様々な職種と共に柔軟に問題解決をはかることができる実務遂行能力と倫理性が求められるために、臨床心理学に関する特論と共に、組織的計画的な実習を必修とする。

選択科目には、学校でのスクールカウンセラーとしての必要な知識を授けるための授業科目

や児童相談所などの心理判定員向けの授業科目、精神科領域で精神障害者等の心理的ケア担当者向けのケアの方法論に関する実践的講義など、必要とされる科目を設け、選択して修得できるように配置する。(履修モデル：資料 16)

(2) 文化創造専攻

文化創造各分野の専門的な知識・技能を系統的に学ぶとともに、人間文化全般を貫く高い倫理観を涵養するために「生涯教育特論」を、また、文化に関する総合的な広い視野を付与するために他専攻・他分野で開講される「総合連携科目」の履修を義務付け、更に文化活動に関する実践力を涵養できるように「文化コーディネート実習」を必修とし、本専攻の特色とする。(「総合連携科目」の詳細：資料13)

①音楽芸術分野

音楽芸術分野は、音楽芸術に関する深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて音楽芸術に関する高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

学部で修得した音楽的基礎の上に更なるスキルアップを図り、多様な音楽芸術活動を支える人材、いわゆる、音楽分野において高度な専門的技量と指導力を兼ね備えた演奏者並びに育成指導者等を養成する課程編成とする。

そのために1年次に自らの専攻する専門的実技能力の向上につながる「音楽表現演習 A」、「音楽表現演習 B」、「音楽活動支援論」、及び、2年次の「総合舞台芸術実習（オペラ）」を必修とする。選択科目は音楽芸術文化活動の企画・運営能力の向上を図るために実践的授業科目、専門的実技能力の更なる高度化を図るために授業科目を配置し、学生の進路に応じて選択できるようとする。地域で音楽芸術文化事業を企画・実行する能力、及びコーディネート・マネジメント能力を涵養するために「音楽活動支援論」を必修とする。(履修モデル：資料 16)

②造形芸術分野

造形芸術分野は、造形芸術に関する深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて造形芸術に関する高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

学部で修得した造形的基礎能力の高度化を図り、造形芸術分野における高度な専門的技量と指導力を兼ね備えた人材並びにアートマネジメントに従事しようとする人材養成のための課程編成とする。

そのために造形的表現技法の向上につながる各専門領域の演習科目、「絵画・版画表現演習」「彫塑・立体表現演習」「デザイン方法論」を1年次前期の必修科目とし、後期に芸術文化に関するマーケティング及び企画力の養成と財政・支援などの仕組みを理解するために「アートマネジメント論」を必修とする。選択科目は造形芸術文化活動の企画・運営能力の向上を図るために実践的授業科目、専門的実技能力の更なる高度化を図るために授業科目を配置し、学生の希望や進路に応じて選択できるようとする。(履修モデル：資料 16)

③スポーツ科学分野

スポーツ科学分野は、スポーツ科学に関する深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えてスポーツ科学に関する高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

生涯スポーツ、特に我が国の施策として展開が求められている総合型地域スポーツクラブ等の中核を担う能力などを涵養するために、1年次に「現代スポーツ論」、「生涯スポーツ学特論」、「スポーツ政策論」、2年次に「生涯スポーツマネジメント演習」を必修とする。選択科目はスポーツ文化活動の企画・運営能力の向上を図るために実践的授業科目、専門的実技能力や専門的学識の更なる高度化を図るために授業科目を配置し、学生の希望や進路に応じて選択できるようにする。

スポーツ施設や一般の民間企業などで社会的キャリアを有する社会人学生の場合、スポーツ文化活動の企画・運営能力の向上を図るために授業科目を重点的に履修することも可能となるように配慮した科目構成とする。(履修モデル：資料16)

総合連携科目一覧

開講する 専攻・分野	授業科目	単位数	選択 総合連携	週授業時間数				備考	
				1年次		2年次			
				前	後	前	後		
臨床心理学専攻	発達心理学特論	2	1科 目2単位 以上を 履修	2					
	大脳生理学特論	2		2					
	犯罪・矯正心理学特論	2		2					
文化創造専攻 音楽芸術分野	音楽活動支援論	2	1科 目2単位 以上を 履修	2					
	室内楽演習（声楽）A	2		2					
	総合舞台芸術演習（オペラ）A	2		2					
文化創造専攻 造形芸術分野	伝統文化論	2	1科 目2単位 以上を 履修	2					
	地域デザイン特論	2		2					
	芸術と文化政策	2			2				
文化創造専攻 スポーツ科学分野	現代スポーツ論	2	1科 目2単位 以上を 履修	2					
	スポーツ政策論	2		2					
	地域スポーツ文化論	2		2					
総合連携科目は文化創造専攻の学生が、所属分野以外の臨床心理学専攻及び他分野の総合連携科目群から1科目2単位以上を履修するものとする。									

才. 教員組織編成の考え方及び特色

(1) 臨床心理学専攻

臨床心理学専攻では、臨床心理士資格者 5 人を含む 7 人の教員を配置し、本専攻の目的を達成するため、専攻必修科目の「臨床心理学特論 A」、「臨床心理学特論 B」、「臨床心理面接特論 A」、「臨床心理面接特論 B」、「臨床心理査定演習 A」、「臨床心理査定演習 B」、「臨床心理実習 初級」、「臨床心理実習 上級」には、教授を中心に十分な研究業績を有する教員を、また「学校臨床心理学特論」にはスクールカウンセラーとしての実務経験を十分に有する教授を配する。

また、心理教育相談室には、スタッフとして、指導相談員 7 名－専任の教授 1 人・准教授 1 人、兼担教員 3 人、心理教育相談室相談員 2 人（兼任教員 1 人及び非常勤相談員 1 人）と事務員 1 人を配置している。

更に修士論文の指導に深く関わる課題研究では、それぞれの領域で十分な研究業績や教育経験のある教員を配置する。心理学の基礎となる選択科目である「心理学特別演習（統計）」、「心理学研究法特論」、「発達心理学特論」、「大脳生理学特論」、「心理学特別演習（実験）」、「教育心理学特論」、「行動心理学特論」の担当は、それぞれの専門領域で十分な研究業績や教育歴のある教員とする。

また、臨床心理学の実務的な科目である「学校臨床心理学特論」、「学校カウンセリング演習」や「コミュニティ・アプローチ演習」、「犯罪矯正心理学特論」、「投映法特論」の担当は、それぞれの専門領域で十分な臨床実践と教育歴のある教員とした。

(2) 文化創造専攻

文化創造専攻では、当該分野の目的に照らし、「音楽芸術分野」に 6 人、「造形芸術分野」に 6 人、そして「スポーツ科学分野」 8 人の教員をバランスよく配置する。

修士論文の指導に関わる特別研究 I 及び特別研究 II では、それぞれの領域で十分に研究業績を有し、指導実績のある教員を配置する。それぞれの分野で表現技法・技能の向上を図るために授業科目には、それらの分野で高度な表現能力・技能を有し、指導経験を有する教員を配置する。

表現技法・技能の向上を図るために授業科目として、音楽芸術分野では「音楽表現演習 A」、「音楽表現演習 B」、「室内楽演習（器楽）A」、「室内楽演習（器楽）B」、「室内楽（声楽）A」、「室内楽（声楽）B」、「総合舞台芸術演習（オペラ）A」、「総合舞台芸術演習（オペラ）B」、「日本伝統音楽文化演習 A」、「日本伝統音楽文化演習 B」、造形芸術分野では「地域産業開発演習」、「地域伝統造形演習・鑄金」、「絵画・版画表現演習」、「彫塑・立体表現演習」、「デザイン表現演習」、スポーツ科学分野では「地域スポーツ指導論」、「伝統スポーツ論」、「生涯スポーツボールゲーム論」、「アウトドアスポーツ演習」などが、それらに該当する。

力. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

教育方法として、以下の 4 点を特徴とする。

a 実習・演習を重視した教育方法

専門知識や技術・技能を育成するため、実習・演習を重視した教育方法を採用する。

b. 専攻・分野を越えた「総合連携科目」の開講

文化創造専攻では、幅広い視野と総合的な学識を涵養するために、学生の所属する専攻・分野以外の授業科目のうちで「総合連携科目」として指定された科目を1科目2単位以上修得することを義務付ける。

c. 「生涯教育特論」「文化コーディネート実習」の開講

文化創造専攻では、専攻の目標である文化の振興を担う高度の専門的な職業人を養成するために、生涯教育の意義と役割、現状と課題について理解を深めるために「生涯教育特論」を、各分野に対応する企業・団体・事業所等において行われる「文化コーディネート実習」を必修とする。

d. 臨床心理関連施設等、文化・スポーツ施設等との連携を強化した教育

山形県内の心理臨床関連施設、文化・スポーツ施設等（以後「連携協力施設等」という）との連携を強化し、実習場所の提供を受けるのみならず、連携協力施設等において学生が事業の企画・運営などの補助業務への参加を行うことによって、実践的な課題解決能力を付与するなど、教育効果をあげる。

2. 履修方法

○臨床心理学専攻における履修は次の方法により行なう。

- ① 臨床心理学専攻の授業科目は、臨床心理学に関する必修科目と課題研究、臨床心理学とその近接領域に関する選択科目から構成されている。課題研究では、入学時に研究テーマを選択することによって研究領域を特定し、同時に指導教員を特定して届け出る。
- ② 選択科目はA, B, C, D, E群のそれぞれから2単位以上履修しなければならない。
- ③ 履修する授業科目の決定においては、指導教員の指導のもとに、将来の専門分野や履修モデルを参考にしながら、履修方法の定めるところに従って決定し届け出る。

○文化創造専攻における履修は次の方法により行なう。

- ① 各専攻の授業科目は、必修科目、選択科目から構成されているが、入学時に、研究領域を所属専攻内のいずれかの特別研究Ⅰを選択することによって特定し、同時に指導教員を特定する。
- ② 指導教員の指導のもとに、履修する授業科目を履修方法の定めるところに従って決定し届け出る。

○臨床心理学専攻及び文化創造専攻における修了要件及び履修方法は、次のとおりとする。

標準修学年数2年以上在籍し、計30単位以上修得の上、必要な研究指導を受け、学位論文又は特定課題研究報告書の審査及び最終試験に合格するものとする。

3. 履修基準

○臨床心理学専攻の学生は、次の表の基準により単位を修得する。

区分 専攻	必修科目		選択科目						合計
	臨床心理に 関する必修科目	課題 研究	A群	B群	C群	D群	E群	計	
臨床心理学 専攻	16 単位	4 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	10 単位	30 単位

- ① 必修科目は、専攻で定めた臨床心理に関する必修科目を 16 単位、課題研究 4 単位及び選択科目から 10 単位を修得しなければならない。
- ② 選択科目は、A, B, C, D, E 群からそれぞれ 1 科目 2 単位、計 10 単位を履修しなければならない。
- ③ 課題研究は、研究指導教員の指導により、臨床心理学的な課題を設定して研究する。

○文化創造専攻の学生は、次の基準により単位を修得する。

区分 分野	必修科目			選択科目		計
	専攻必修 科目	分野必修 科目	特別研究 I・II	分野選択 科目	総合連携 科目	
音楽芸術分野						
造形芸術分野	4 単位	<u>10 単位</u>	8 単位	<u>6 单位</u>	2 単位	30 单位
スポーツ科学分野						

- ① 必修科目として、専攻で定めた専攻必修科目を 4 単位、分野で定めた分野必修科目を 10 単位、及び特別研究 I、II を 8 単位修得しなければならない。ただし、音楽芸術分野においては、分野必修科目を 6 単位、分野選択必修科目群の A、B から各 2 単位の計 10 単位とする。)
- ② 選択科目として、所属分野で開講される分野選択科目を 6 単位、及び他専攻・他分野において開講する総合連携科目のうちから 1 科目 2 単位以上を履修しなければならない。
- ③ 特別研究 I、II は、研究指導教員の指導により、文化創造専攻の各分野に関わる課題を設定して研究する。

4. 研究指導の方法

(1) 臨床心理学専攻

- ① 研究分野・領域及び指導教員は、履修手続きの当初における課題研究の課題の選択によって特定する。臨床心理学専攻にあっては、2年次の課題研究の履修を通して指導教員の研究指導を受けながら、修士論文又は特定課題研究報告書を研究成果として作成する。
- ② 指導教員の選定は、当該教育研究分野の専任教員のうちから、研究指導の担当適格者正・副2名をもって充てる。

(2) 文化創造専攻

- ① 研究分野・領域及び指導教員は、履修手続きの当初における特別研究Ⅰの課題の選択によって特定する。文化創造専攻にあっては、2年次の特別研究Ⅱの履修を通して指導教員の研究指導を受けながら、修士論文又は特定課題研究報告書を研究成果として作成する。
- ② 指導教員の選定は、当該教育研究分野の専任教員のうちから、研究指導の担当適格者正・副2名をもって充てる。

5. 課程修了の要件

(1) 修了要件

本専攻に2年以上在学し、授業科目について所定の単位数（臨床心理学専攻：必修科目20単位、選択科目10単位／文化創造専攻：必修科目20単位、選択科目10単位）を修得し、必用な研究指導を受け、かつ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。（特定の課題についての研究成果の審査を行う場合：20頁の「キ」において説明）

(2) 論文審査方式

地域教育文化研究科の分野の研究科担当教員のうちから山形大学地域教育文化研究科委員会が審査委員として主査1名、副査1名を委嘱し、修士論文の審査及び最終試験を実施するものとする。主査は学生の所属する分野の指導教員をもって充てる。

(3) 論文審査及び最終試験の結果は、本研究科委員会に提出され、合否について諮られる。

(4) 論文の公表方法

審査に合格した修士論文については、論文の概要をまとめて冊子として公表する。

6. 成績評価

(1) 成績評価の方法

成績評価は以下の方法に基づいて行なう。講義形式の授業においては、期末に行なわれる筆記試験・口頭試問をもとに授業における平常点を加味して行なう。演習・実習においては、研究・調査などの報告など授業における平常点を評価する。

(2) 成績評価の観点

成績評価において、次の観点に基づいて行なうことを標準とする。

- ① 授業における平常点の評価については、a. 授業への参加姿勢 b. 意見を適切に表現し、論議を行なう程度、c. 与えられた課題に対する取り組みの状況などを勘案して行なう。
- ② 筆記試験・口頭試問の評価は、a. 当該科目に関する知識の習得状況 b. 問題点を的確にあげ、論点を整理する能力 c. 適切な理論構成により結論を論証する能力、文章の構成力及び表現力などの観点を評価する。
- ③ 成績評価の基準

成績評価は 100 点を満点とした素点をもって行なうことを原則とし、60 点以上を合格点とするが、その区分は以下の通りである。

AA:当該科目の学習目標を十分に達成しており、非常に優れている（90～100 点）。

A : 当該科目の学習目標をほぼ達成しており、いくつかの点で優れた成果を示している（80～89 点）。

B : 当該科目の学習目標の標準的な達成度を示しており、いくつかの点で優れた成果を示している（70～79 点）。

C : ほとんどの点において、当該学習目標について最低の水準を満たすにとどまる（60～69 点）

D : 当該科目の学習目標について、最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である（0～59 点）。

キ. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

（1）特定の課題についての研究の成果の提出

音楽芸術分野においては修了演奏、造形芸術分野においては修了制作などの特定課題研究に基づき、特定の課題についての研究の成果を作成し、提出するものとする。

なお、特定の課題についての研究の成果には、次に掲げる項目を記載するものとする。

① 音楽芸術分野

修了演奏の概要、演奏のコンセプト、今後の活動に対する取り組みに関するここと、並びにその他特定課題研究審査の参考となる事項。

② 造形芸術分野

修了制作の概要、作品のコンセプト、今後の活動に対する取り組みに関するここと、並びにその他特定課題研究審査の参考となる事項。

以下に特定課題研究の具体例を示す。

【音楽芸術分野】

① 音楽分野（器楽・声楽）においては、修了演奏をこれにあてる。

② 音楽分野（作曲）においては、修了作品と修了作品の演奏をこれにあてる。このほかに想定される音楽分野（音楽学、生涯教育等）については、修士論文を基準とするが、研究の志向性により論文と修了演奏を適宜加味したもの総合的に判断するものとする。

修了演奏、修了作品については、学部の卒業演奏、卒業作品に比べ、演奏の質、量（演奏曲目、演奏時間、演奏技術、演奏プログラム企画能力等）ともにこれを上回るものとする。

修了演奏（声楽）の例

- ・オペラアリアを、バロック、古典、ロマン、後期ロマン、近代、現代の各期から少なくとも3期を選び、その作品を演奏する。
- ・リート、オラトリオを、ルネサンス、バロック、古典、ロマン、後期ロマン、近代、現代の各期から少なくとも4期を選び、その作品を演奏会のプログラムとしてふさわしい構成とし、演奏する。
- ・上記の企画、演奏に相当すると認められるその他の企画の演奏。

修了演奏（器楽）の例

- ・それぞれの専攻分野の楽器の室内楽作品を、ルネサンス、バロック、古典、ロマン、後期ロマン、近代、現代の各期から少なくとも4期を選び、その作品を演奏会のプログラムとしてふさわしい構成とし、演奏する。
- ・それぞれの楽器の協奏曲全楽章、ソナタ全楽章を、2年間の研鑽としてふさわしいと認められる曲を1曲以上、演奏する。
- ・上記の企画、演奏に相当すると認められるその他の企画の演奏。

なお、上記の修了演奏は30分を越えるものとする。

修了作品（作曲）の例

- ・オペラ（オペレッタ）作品1曲。
- ・管弦楽曲、吹奏楽曲、室内楽曲、（3人以上の編成）、合唱曲、歌曲、独奏曲、の各分野から重複せずに、4曲以上の作品。作品数が多い場合、分野の重複は認める。
- ・上記の作品の質・量ともに匹敵すると認められるもの。

上記の作品のうち、少なくとも1曲は地域を題材にしたテキスト、あるいは、地域の伝統に関連した作品をふくむことが望ましい。

【造形芸術分野】

造形芸術分野においては、修了制作と、それに基づく特定の課題についての研究の成果について総合的に審査を行う。修了制作については、学部の卒業作品に比べ、作品の質を上回るものとする。修了制作及び特定の課題についての研究の成果については、以下の評価項目により審査を行う。

「特定の課題についての研究の成果」

- ・制作の動機及び制作意図（コンセプト）
- ・制作分野の現況に関する調査及び分析
- ・制作における材料及び技法の解説
- ・制作の成果と今後の展開（将来展望）

修了制作（絵画・版画分野）の例

- ・絵画においては、油彩・アクリル表現 100 号以上の作品 2 点以上
水彩・墨彩表現 50 号以上の作品 2 点以上
- ・版画においては、版種を問わず 4 点以上
- ・上記に該当しない平面表現については、これ相応に準ずること。

修了制作（デザイン分野）の例

- ・デザインコンセプトを明確にし、平面又は立体、半立体などの表現形式で制作すること。
- ・制作サイズや素材については特に限定しない。

修了制作（工芸分野）の例

- ・十分な素材研究の上に、適切な用具を使用し工芸作品の制作をすること。
- ・制作サイズや素材については特に限定しない。

修了制作（彫塑分野）の例

- ・塑造による等身大の人体像 1 体以上 及び
- ・実材（テラコッタ、木、石、金属など）による自由制作 1 点以上

(2) 特定の課題についての研究の成果の審査

特定の課題についての研究の成果の審査は、本研究科の分野の研究科担当教員のうちから山形大学文化創造発達科学研究科委員会が審査委員として主査 1 人、副査 2 人を委嘱し、上記の修了演奏、修了制作の実技審査を踏まえ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行うものとする。

主査は学生が所属する分野の指導教員をもって充てる。

(3) 特定の課題についての研究の成果の公表方法

音楽芸術分野では修了演奏会、造形芸術分野では修了制作展を開催し、社会に広く公表する。審査に合格した特定の課題についての研究の成果は、概要をまとめて冊子により公表する。

ケ. 施設、設備等の整備計画

本課程の学生に対する教育は、地域教育文化学部の学生が使用している講義室、実験室及び演習室を共用する。(見取り図：資料 17)

また、現行の教育学研究科の指導教員研究室近隣には自習室や資料室があり、図書・学術雑誌が配架しているとともに、学生用のデスクを用意し、各室に配置されたネットワークコンセントを介して、学生一人一人が学内 LAN に接続することができ、研究活動を進めるための環境整備が図られている。

設備は、各専攻における高度な専門的教育研究の展開のために必要な研究設備、OHP、ビデオ、各種の情報機器、コピー機器等の設備類は、当面、学部の既存設備を共用する。

図書は、文化創造発達科学研究科が所在する小白川キャンパスに本学中央図書館があり、およそ 60 万冊の蔵書と 6 千種の雑誌が収められている。

なお、本研究科に相応しい図書の充実は、既設図書館において段階的に整備を図る。

臨床心理学専攻の臨床心理実習施設である心理教育相談室は、独立した建物となっており、大プレイルーム 1（ワンサイドミラーによる観察室 1）、中プレイルーム 1、小プレイルーム 1、面接室 3、集団面接室 1、受付 1、待合室 1 の他に、相談員控え室 1、指導相談員室 1、資料室 1、機材庫 1 を備えている。

ケ. 既設の学部（修士課程）との関係

(1) 現行の教育学研究科の人材養成システムと地域社会のニーズ

本学教育学研究科は、平成5年（1993年）に2専攻6専修で発足し、年次、整備を推進し、平成10年に2専攻11専修（入学定員39名）をもつ研究科として完成させた。教育学研究科は、研究能力を基盤とした実践的指導力を備えた高度専門的職業人としての教員養成機関及び現職教員の研修の場として、役割を果たしている。さらに、平成15年4月から学校教育専攻学校教育専修における臨床心理分野が「臨床心理士」受験資格に伴う養成に関する指定を受けるなど、地域社会のニーズに積極的に応えている。

このような中で、平成17年4月には、教育学部から、地域教育学科、文化創造学科及び生活総合学科からなる地域教育文化学部への改組を行い、教員養成を主たる目的とした教育機関から教育力・文化力・生活力の向上を目指し、地域社会の活性化を担う人材養成を目的とした教育研究機関に転換を図った。そして、平成21年3月には、その完成年度を迎える予定であり、

学部で培った専門的知識・技量のさらなる高度化を図るために、高度専門職業人としての教員養成に特化した教育学研究科の教育研究体制を発展させ、改組する必要性が生じてきている。

平成20年1月に実施した地域におけるニーズ調査(山形県内の教育関係機関や関連団体などの代表者からの聞き取り調査や県民に対するアンケート調査)では、総合型地域スポーツクラブなど地域における生涯スポーツ活動を担う中核的人材の養成や、音楽や造形芸術などを含めた生涯学習の発展を担う高度な専門性と平成15年度から開始された公の文化・スポーツ施設等の指定管理者の指導的職員等としてマネジメント、コーディネート能力を備えた人材養成、臨床心理士の資格を有する学校現場で活躍するカウンセラー養成の必要性が明らかになってい

る。

このような地域における人材養成のニーズに的確に応えるためには、現行の教育学研究科の教育研究体制を発展させ改組する必要性が生じてきている。

(2) 学部段階の取り組み

平成17年度の教育学部から地域教育文化学部への改組により、学校教育教員養成課程は教職志向の強い学生集団を対象とする地域教育学科に引き継がれ、それに加えて地域の文化力の発展を目指す文化創造学科、生活力の向上を目指す生活総合学科が設置された。

地域教育学科においては、実践教育コースと社会臨床コースが設置され、地域の教育力や教育文化の創造的発展の基礎を築くべく教育と研究活動が展開されている。文化創造学科においては、4つの教育コース（音楽芸術、造形芸術、スポーツ文化、異文化交流）が設置され、地域社会の文化の向上に広く貢献できる人材養成を目指して教育と研究活動が展開されている。生活総合学科では、「食」・「住」・「情報」に関する諸問題に対応できる実践的方法を学び、地域の生活課題に広く貢献できる人材養成を目指して教育と研究活動が展開されている。

地域教育学科の社会臨床コースにおいては、特別な教育ニーズをもつ障害児の成長・発達に貢献できる人材を養成する「特別支援教育」プログラムと学校、家庭、社会などで様々な悩みをもつ人々への相談活動に貢献できる人材を養成する「認定心理士」プログラムが用意されている。大学院の学生のうち、心理学の基礎知識や臨床心理学の特定の技術が不十分な場合には、科目等履修生として学部の心理学関連科目を履修できるように配慮する。

文化創造学科の音楽芸術コース及び造形芸術コースにおいては、それぞれ音楽活動、造形活動を通して、地域文化の向上に貢献できる創造的指導者を養成すべく教育研究が行われている。

文化創造学科のスポーツ文化コースにおいては、スポーツに関する基礎理論を背景に、種目別スポーツ指導や広範なスポーツ種目の基礎的指導をするなど、地域のスポーツ活動の普及を通して、健康で心豊かな人間生活の実践を支援・指導できる人材の養成を目指して教育研究が行われている。

しかし、地方分権化が進行する状況下で、地域が自立的に発展していくためには、学部段階で養成する専門職業人に加えて、更に地域における文化活動やスポーツ活動をコーディネーター・マネージャーすることができるより高水準の実技、技術理論を有し、文化・スポーツ政策などに精通した高度な専門職業人が必要であり、そのための養成機関の設置、地域教育文化学部に接続する大学院地域教育文化研究科（修士課程）の設置が求められている。

また、社会構造の急激な変化が進行する中でこころに悩みをもつ人々、とりわけ学校において不登校やいじめに直面している児童生徒のカウンセリングを担当する臨床心理士たる高度な専門職業人の養成も学部教育では達成できず、この点からも本研究科（修士課程）の設置が必要である。

(3) 教育学研究科の改組と地域教育文化研究科の設置

山形大学では、平成19年度内に実施した地域教育文化学部在学生に対する大学院進学に関するアンケート調査や平成20年1月に実施した地域におけるニーズ調査の結果及び上記(1)(2)の社会的ニーズ、学部段階での取り組み状況などを総合的に勘案し、現行の教育学研究科を発展的に改組することにより、臨床心理学専攻（専任教員数7人、入学定員6人）と文化創造専攻（専任教員数20人、入学定員8人）の2専攻による「地域教育文化研究科」を設置する。

なお、改組後の地域教育文化研究科と基礎学部である地域教育文化学部の組織的関係は資料に示すとおりである。(資料18)

また、本学では、高度専門職業人たる教員養成機関として教職大学院（専任教員数13人、学生定員20人）を設置することを計画している。

コ. 入学者選抜の概要

(1) 入学定員

専攻名	入学定員（人）	収容定員（人）
臨床心理学専攻	6	12
文化創造専攻	8	16
合計	14	28

(2) 入学資格

学校教育法第83条の規定による大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者。

(3) 入学者選抜

選抜は、一般選抜、留学生特別選抜及び社会人特別選抜によって実施する。

①一般選抜

学力試験：専門科目（実技試験を含む）、外国語（英語）

面接：希望した専門科目及び志願時に提出された研究計画をもとに試問する。

②留学生特別試験

学力筆記試験：小論文（志願時に提出された研究計画に関連した課題を課し、日本語で行なう。）臨床心理学専攻では、専門科目と英文問題に日本語で答える試験を課す。

面接：小論文及び志願時に提出された研究計画に関連した課題を課し、日本語で行なう。

③社会人特別選抜（大学卒業後、3年以上の実務経験を有する社会人を対象）

学力筆記試験：小論文（志願時に提出された研究計画に関連した課題を課す。臨床心理学専攻は、専門科目、外国語（英語）を課す。）

面接：小論文及び志願時に提出された研究計画及び在職中の実績をもとに試問する。

（4）学生確保の見通しなど

平成 16 年度から平成 20 年度までの過去 5 年間の現行教育学研究科の音楽教育、美術教育、保健体育専修及び学校教育専攻臨床心理学分野の入学志願者数は資料 19 のとおりである。

今回の臨床心理学専攻を構成する分野には、発足以来、毎年度の入学定員を大きく上回る志願者があること並びにスクールカウンセラーの活用に関する各都道府県・指定都市の文教施策や学校現場等の社会的ニーズを考慮し、新設する臨床心理学専攻の定員は 6 人としているが、これまでの実績を踏まえ、定員 6 人のうち一般選抜の大学院生を 5 人程度、留学生特別試験ないしは社会人特別選抜の大学院生を 1 人程度を想定している。

なお、臨床心理学専攻に入学する学生のうち、大学の学部段階で心理学の基礎知識や研究方法を十分に修得する機会が少なかった者に対して、選択科目から必要に応じて心理学の基礎的な科目を履修するように指導する。さらに、学部の地域教育学科の社会臨床コースの「認定心理士」プログラムで開講されている心理学の科目を科目等履修生として履修できるよう配慮する。

その内容は、認知心理学概論、生涯発達論、心理学研究法、心理学実験、心理学概論、臨床心理学概論、心理統計法、学習心理学、教育相談、心理療法の基礎、心理検定法、家族的心理、心理臨床面接の基礎、コミュニティ支援論－14 科目である。

また、平成 20 年度末に地域教育文化学部では初めての卒業生を輩出するが、文化創造専攻に関して、本研究科設置構想時の平成 19 年 9 月に本学部在籍学生を対象に行った大学院進学希望者数調査の状況、並びに本県内外の教育機関や企業等からのヒアリングの結果等を踏まえ、さらには地域教育文化学部発足後の 3 年間の入学志願者の実績、かつ質の保証等の観点から志願倍率を 2 倍程度確保すること等を骨子とする基本的な考え方に基づき各分野の入学定員を定めることとし、その結果、音楽芸術分野 3 人、造形芸術分野 2 人、スポーツ科学分野 3 人の合計 8 人の定員とする。（資料 19）

ちなみに、学部在学生の進学希望調査（資料 6）の結果をみると、研究科設置初年度に入学する現 3 年生が 20 人、2 年生が 29 人、1 年生の 36 人が、進学を希望又は検討中としている。

ること、並びに音楽や造形芸術への新たな学びや地域総合スポーツの進展等からして、これまでの研究科とは異なり、一定程度の社会人入学者が見込めるうことなどから、学生の確保は無理なく十分にできるものと考える。

サ. 大学院設置基準の第14条による教育方法を実施する場合

a. 修業年限

標準修業年限は2年とし、全期間に14条特例を適用する。ただし、長期履修を希望する者で研究科長が許可した場合には、4年を限度として一定の期間にわたり教育課程を履修できるものとする。

b. 履修方法及び研究指導の方法

入学後一般学生と同様に、所属分野の教員の中から指導教員を選定する。大学院設置基準の第14条適用により受講しようとする学生は、指導教員と十分な相談の上、履修計画を作成し、各年度始めに研究科長に申請する。

研究指導は、入学志願時に提出された研究計画を指導教員の指導により再検討した上で、学生の条件を考慮し受講時間帯以外の夜間・休日等に行なう。

c. 授業の実施方法

本専攻では、特例措置の授業時間（18時～21時10分まで）を設け、特別の必要があると認める場合、学生の休業日に授業又は研究指導を行う。

教育方法の特例による履修については、学生の希望に基づき、研究指導教員が相談に応じ、授業担当教員の了承を得て実施するものとする。

通常の時間帯の5时限以降に、2时限の夜間開講時間を設け、学生からの受講申請のあった科目を開設する。

d. 教員の負担について

夜間開講等の特例措置の授業を担当する教員については、専門業務裁量労働制に関する協定に基づき勤務時間振り替え等の措置をとり、また、学部、研究科全体における調整を行う、過剰な負担が生じないようにする。

e. 図書館・情報処理施設等の利用方法や厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は平日では8時45分から21時、休日では11時から18時まで開館しており、学部学生と同様に利用できる。

学術情報基盤センターは、本学の学術情報処理ネットワークの中核として機能し、学内LAN(YUNet)を通じてセンターに設置されたホスト計算機及び研究用ワークステーションを経

由して利用できる研究・開発環境を提供している。更に、本センターから SINET を経由して、他大学の計算機センター、図書館等へのアクセスも可能となっている。本センターの利用時間は8時50分から19時00分となっており、学部学生と同様に利用できる。

保健管理センター及び学生相談室は、本学における学生の保健管理・精神衛生に関する専門的業務を行い、学生の健康の保持増進を図ることを目的とする施設で、専任の教員（内科医、精神科医）及び学校医（内科医、外科医、精神科医）が、身体面・精神面の健康相談や、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが進路、性格等の悩みの相談に対応している。また、救急用の医薬品を常時備えて、医師、看護師が必要な一次救急処置を行なえる体勢を整えている。保健管理センターの受付時間は8時30分から17時であり、学生相談室の受付時間は10時から17時である。同センター及び学生相談室は学部学生と同様に自由に利用することができる。

f. 必要とされる分野であること

アンケート調査結果において、現在、医療・福祉・教育・芸術・スポーツ関連の分野で職業に従事している社会人の中に本大学院で学ぶことを希望する者がおり、そのための条件整備が必要である。（資料3）

シ. 管理運営

管理運営については、地域教育文化学部を基礎学部とするもので、学部の管理運営を考慮した一体感のある管理運営を行う一方、研究科におけるカリキュラムの編成や教員個々の研究教育活動等については、その独立性を確保するものとする。従って、研究科における管理運営等は次のとおりとする。

地域教育文化研究科に研究科長を置き、研究科運営の責任を持つ。研究科長のリーダーシップの下、適切な管理運営を行なう。研究科の教育研究については、研究科長を議長とし、すべての専任教員から構成される研究科委員会において審議する。研究科委員会は、研究科長が招集し、毎月1回定例の日時に開催するものとする。ただし、研究科長が必要と認めるときは、この限りではない。

審議研究科委員会において以下の事項を扱う。

○教育課程等に関する次の事項

①教育課程の編成、②学力認定評価、③その他本研究科における教育研究に関する事項

○入試の合否判定等に関する次の事項

①入試の合否判定、②学生の修了判定、③学生の厚生補導等

○研究科全体の人事、予算、その他管理運営に関する重要事項を審議する。

ス. 自己点検・評価

本学では、平成18年度に、大学評価・学位授与機構による「大学機関別認証評価」を受け、各学部に多様な基準による自己評価が求められ、本学部も研究科と併せて自己評価報告書の取

りまとめを行った。

また、学部・研究科では、平成18年度に、私立大学長、国立大学教授、地方銀行頭取や山形県職員等の学外有識者で構成する「地域教育文化学部第三者評価委員会」による外部評価を実施し、「第三者評価報告書2008」(平成19年3月)を刊行した。

これらを踏まえ、地域教育文化研究科においても、今後、定期的に第三者による外部評価を実施し、その評価で出された改善の提言などを実施し、教育研究の質の確保、向上に努める。

セ. 情報の提供

地域教育文化研究科の教育内容、研究成果をホームページに掲載し、研究科の活動状況を積極的に公開する。

(1) 教育活動に関する情報提供

地域教育文化学部及び大学院教育学研究科では、原則として全授業のシラバスをデータベース化して、公開している。また、学部広報委員会が中心になって、教育活動に関する様々な情報を積極的に公開している。

本研究科も、すべての授業科目のシラバスを公開するとともに、個人情報に配慮しながら、可能な限り演奏会、作品発表会、関連するスポーツイベントなどの教育活動全般について専用のホームページ上で公開する。

(2) 研究活動に関する情報公開

本学では、これまで「研究者情報データベース」を平成18年度から「大学情報データベースシステム」として更新し、種々の情報提供に努めている。本研究科の教員に関する研究活動等もこのシステムによって公開する。

(3) アドミッションポリシーの公開

本研究科のアドミッションポリシーを公開し、臨床心理学専攻及び文化創造専攻のそれぞれが求める入学生像を明示し、研究科に入学後の教育及び研究が円滑に進み、養成する人材像と齟齬が生じないようにする。

① 臨床心理学専攻が求める人材

臨床心理学専攻では、人々の心の問題に対応できる臨床心理士を養成するという目的に必要な資質として、次のような人材を求める。

- ・ 大学の学部で心理学の基礎的知識を修め、大学院において臨床心理学に関する専門的な知識と技術を身につけて、臨床心理士としての実践力を高めたいという目的を持つ人。
- ・ 大学の学部で心理学以外の学部を卒業した後、臨床心理学に深い関心を持ち、専門的な知識と技術を身につけて、大学院修了後に臨床心理の職に就きたいという目的を持つ人。
- ・ 現在、医療や福祉、教育、司法・矯正領域などで心理に関わる仕事をしている人で、大学院修了後に臨床心理士の資格を取得したいという目的を持つ人。

② 文化創造専攻が求める人材

文化創造専攻では、芸術文化・スポーツの分野で活躍できる高度な人材を養成するという目的に必要な資質を有する、次のような人材を求める。

- ・ 大学の学部で音楽芸術・造形芸術・スポーツ科学の基礎的知識を修め、音楽芸術や造形芸術およびスポーツ科学の各分野に広い視野を持ち、高い専門性を持つ人。
- ・ 演奏家、アーティスト、研究者として活躍を目指す人。
- ・ 社会における様々な芸術及びスポーツ活動の指導・企画・運営に対応する意欲を持つ人。
- ・ 学校や地域での芸術及びスポーツ活動の現場等で指導的役割を担うことを目指す人。

ソ. 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質の維持向上のために以下の方策を実施する。

- ・ 教員の教育研究活動について、各教員は 2 年間（1 サイクル）の目標を定め、期間終了後に実績を自己点検する。各教員は、2 サイクル終了後に、4 年間の自己の教育研究の成果について自己評価を行い、自己点検評価書（教員個人評価調査票）をまとめる。その結果を研究科（地域教育文化学部）内に設置される検証機関が検証する。検証した結果を各教員にフィードバックする。
- ・ 学生による授業評価の結果を公表すると同時に各教員にフィードバックし、教育内容・方法を改善するよう研究科委員会の教育担当委員会が中心となって組織的に対応する。
- ・ 本学では、平成 13 年度から、教員の資質の向上等を目的として、「山形大学教養教育 FD 合宿セミナー」をこれまで計 7 回開催され、順次、全学教員が参加することになっている。加えて、毎年、大学による「ワークショップ」も開催され、学部教員は積極的に参加することになっており、本研究科の教員は、これら全学的な FD 活動に率先して取り組む。
- ・ また、授業改善懇談会を年 2 回程度開催し、学生の授業評価を踏まえて適切な改善を行うなど、FD 活動を推進・実施する。